

令和3年度 第2回安城市都市計画審議会議事録
日 時：令和3年12月8日（水）午前10時
場 所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

開会

1 副市長あいさつ

2 議題

(1) 第三次安城市都市計画マスタープランの部分見直しについて（諮問）

【鈴木会長】

本議題は、前回の第1回都市計画審議会におきまして諮問のありました案件の継続審議となります。本日の審議を経て当該諮問に対する答申を行いますのでよろしくお願ひいたします。

また、都市計画マスタープランが安城市議会における議決事件であることを考慮し、鈴木浩委員、石川博雄委員は前回と同様、傍聴のみとご提案いただいております。両委員はいったん傍聴席へお移りください。それでは、事務局より説明をお願ひします

【都市計画課】

〈説明〉

【鈴木会長】

ただいまより審議に入ります。議題（1）の「第三次安城市都市計画マスタープランの部分見直し」について、何かご意見がございましたらご発言をお願ひします。

ご意見・ご質問等ないようですので議題（1）については、原案どおり、これを「決定」することにご異議ございませんか。

（異議なし）

それでは、議題（1）の「第三次安城市都市計画マスタープランの部分見直し」については「異議なし」ということで、答申することといたします。

(2) 特定生産緑地の指定について（諮問）

【鈴木会長】

ここからは鈴木浩委員と石川博雄委員は審議にご参加いただきますので、両委員は席へお戻りいただければと思います。それでは、事務局より説明をお願ひします。

【都市計画課】

〈説明〉

【鈴木会長】

ただいまより審議に入ります。議題（２）の「特定生産緑地の指定」について、何かご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

【石川博雄委員】

全体で 9.8ha ということですが、4 駅の周辺でそれぞれどれくらいの面積で特定生産緑地の手続きが進んでいるのか、エリア別の数字があれば教えていただきたい。もう一つ、9 割の人が希望しているということですが、地域によって割合に特徴があるかどうか教えてください。

【都市計画課】

桜井地区の面積が最も多く、3.8ha で指定面積全体の 38.7%になります。2 番目に北部・新安城地域 2.2ha で全体の 22.4%。3 番目が JR 安城駅地域で 1.9ha。そして 4 番目に三河安城駅地域 1.7ha という順になります。

地域別の指定割合は JR 安城駅地域の指定割合が最も低く、56%です。安城南西部は 100%、北部・新安城と桜井は約 9 割と高く、JR 安城駅の割合が低い状況です。

【荻須委員】

アンケート調査において、指定しない場合の土地活用についてのデータを収集しておりましたら教えてください。

【都市計画課】

アンケートにおきまして、特に活用方法の聞き取りはしておりません。

【今井委員】

この 30 年で生産緑地はどれくらい減ったのか教えてください。

【都市計画課】

平成 4 年の当初指定が 28.35ha。その後市街化編入に伴い追加指定をしており、35.08ha が全体としてございました。そのうち現在までに解除した面積が約 20ha です。現在残っているのが 14.2ha という形になっております。

【今井委員】

新たに特定生産緑地に指定される方々は、今後の活用はどのようになっていくんでしょうか。所有者が農業に従事しなければならないのかということも含めて

今後の活用方法について教えてください。

【都市計画課】

基本的には所有者が従事する必要がありますが、法改正があり例えば市民農園として貸し出すようなことも可能になるなど、活用の幅は広がっています。解除されたものの土地活用は様々な内容がありますが、生産緑地で残るところに関してはこれまでどおり農地として管理されることとなります。

【市川委員】

農地の適正管理について、安城市としてはその農地をどのような使われ方をしてほしいのかというビジョンがあるかということをお聞きしたい。

【都市計画課】

安城市は人口がまだ増加していきますので、市街化区域はその受け皿となる居住誘導がなされるべきエリアでもあります。そういった状況を踏まえながら、土地開発と農業振興の両面から検討を行っていくべきと考えております。

【石川博委員】

制度が導入された背景は、市街地の農地を保全しなければならない一方で、宅地並み課税だと維持できないところがありました。土地活用について市が誘導するということは課題ではあるが、実際にはなかなか難しいと思います。

【鈴木会長】

発言が一通り終了しましたので、議題（２）については、原案どおり指定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

それでは、議題（２）の「特定生産緑地の指定」については「異議なし」ということで、答申することとします。

3 その他

- ・ 次回都市計画審議会での諮問事項の概要について、都市計画課より事前説明。
- ・ 伊藤委員より、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた安城市における新しい動きや今後の考え方について、本審議会で共有していきたい旨の発言。

閉会